

問Ⅹ—⑪（上部団体への負担金等について）

下部団体が上部団体へ支払う負担金等は、公益目的事業費として認められますか。

答

- 1 下部団体が上部団体に支払う会費その他これに類似する負担金等は、原則として管理費となります。

- 2 ただし、特定の事業のために拠出される負担金であって、公益目的事業である助成事業に係る費用と判断できる場合、公益目的事業費とすることができます。なお、具体的にどのような事業のために拠出されたのかについては、事後の監督で確認することがあり得ますので、関係書類を保存していただく必要があります。

（補足）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については、問Ⅷ-1-①をご参照ください。

（参照すべき「公益認定等ガイドライン」「公益目的事業のチェックポイント」）P8、P47